

---

## 定額送金規定

### 1. (契約の成立)

本規定に基づく定額送金に係る契約は、当金庫がお客さまからこの定額送金依頼書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

### 2. (送金指定項目の届出)

- (1) 定額送金のお取扱いにあたっては、あらかじめ当金庫所定の定額送金依頼書を当金庫所定の方法によりお届けください。
- (2) 当金庫は、定額送金依頼書に記載された依頼内容（振込日・振込金額・指定引落口座・受取人等）にしたがって、振込日（当日が当金庫休業日の場合は、前営業日か翌営業日かの指定が可能）に指定引落口座から振込金額を引落しのうえ、受取人宛に振込みます。

### 3. (送金手数料)

- (1) 本契約による手数料は、当金庫所定の振込手数料のほか定額送金取扱手数料をいただきます。
- (2) 当金庫所定の振込手数料及び定額送金取扱手数料は、本契約による振込のつど指定引落口座から引落します。

### 4. (引落指定口座からの引落し)

本契約にもとづく振込金の引落指定口座からの引落しについては、当座勘定規定、総合口座取引規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

### 5. (所要資金のご入金)

送金金額および定額送金取扱手数料等の所要資金は、振込日前日までに引落指定口座にご入金ください。

### 6. (預金残高不足時の処理)

所定の振込日の当金庫所定時刻に引落し口座の残高が引落し金額に満たないときは、依頼人に通知することなくその月の自動送金の取り扱いを取り止めたものとします。この取り止めにより、依頼人に損害が生じましても、当金庫は一切責任を負いません。なお、振込日において引落指定口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定出金口座から払戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。

### 7. (受取書等の発行)

本契約にもとづく振込については、受取書等は発行しません。

### 8. (契約内容の変更)

定額送金依頼書に記載された取扱期間中に契約内容を変更する場合は、変更後の振込日の5営業日前までに当金庫所定の定額送金解除依頼書により、当該送金契約の解除を届出るとともに、再度、契約内容等変更後の送金依頼内容を記載した定額送金依頼書を届出ることにより変更手続きをしてください。変更手続きのお届けがなかったことにより、依頼人に損害が生じましても当金庫は一切責任を負いません。

### 9. (定額送金の一時中止)

定額送金依頼書に記載された取扱期間中に定額送金を一時中止する場合は、振込日の5営業日前までに当金庫所定の定額送金解除依頼書により当該送金契約を解除し、定額送金再開時に、改めて定額送金依頼書により新規契約を申出ることにより一時中止の手続きをしてください。

一時中止のお届けがなかったことにより、依頼人に損害が生じましても当金庫は一切責任を負いません。

### 10. (通知等)

当金庫が、お客さまから届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたはお客さまが到達を妨げたときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 11. (解約)

この契約は、取扱期間の満了にあたり、依頼人に連絡することなく終了（定額送金の停止）するものと

---

します。

この契約を取扱期間の満了前に解除（定額送金の停止）する場合は、振込日の5営業日前までに当金庫所定の定額送金解除依頼書により届出るものとします。

引落指定口座が解約された場合は、この契約も自動的に解除されたものとして取扱います。

引落指定口座の預金残高不足、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が長期間継続した場合は、当金庫は、依頼人に通知することなく当金庫の所定の方法により、本契約を解除することができるものとします。

#### 12. (成年後見人等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

前4項の届出の前に当金庫が過失なくお客さまの行為能力に制限がないと判断して行った取引については、お客さまおよび成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人が取消しを主張できない有効な取引として扱います。

#### 13. (免責事項)

本契約および本契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 14. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上